

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日とする)

目 次

◇告 示 解除予定の保安林にする旨の通知

保安林予定森林にする旨の通知

解除予定の保安林

農地交換分合計画

◇護管告示 政党、協会その他の団体の寄附等に関する事項を記載した報告書の受理

〃 〃 〃 〃

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

◇正 誤 昭和四十二年十一月鳥取県人事委員会規則第四十四号中
訂正

告 示

鳥取県告示第七百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字大野一五二四の二、一五二五の二六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第七百四十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字小船字クソキ谷一一五一の三、一一五一の七、一一五一の八

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字若サビ二五四二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(三) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中字猿山八一四の一、八一四の二、八一五から八二〇まで、字奥山谷八五四の一、八五四の三、八五四の四、八五六、八五八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、八六九の一、八六九の二、字鷲ヶ谷八八一の一、八八三、八八四、八八五の一から八八五の三まで、大字安蔵字西ヶ谷一〇九二、字本谷一〇九四の一、一〇九四の一七から一〇九四の一九まで、字カイノ谷一〇九八の一、字会见ヶ谷一〇九九の一、一一〇〇の一、一一〇〇の二、字宝

殿谷奥一一六〇、一一六一、一一六二の一、一一六二の二、字見打谷

日向平一二二六の一、字日向平一二二七、字見打谷影平一二三〇（次の図に示す部分に限る。）、一二三一の一、一二三一〇二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(四) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字古用瀬字赤松谷上ミ平六五五、字赤松奥本谷六五六から六五八まで、六五八の二、六五九、大字金屋字春コリ場谷二三五、字砂シキ谷二三六、字スリコ場谷二三七、字大平山二三八、字ユリハヶ谷二三九、字八世ヶ谷二四〇、字スリコ場谷蔭平二四一、字大スンカ二四二、字小スンカ二四三、字本谷日向平二五四、字カラビツ二五五、字カラトヨノ谷二五六の一、二五六の二、字ホフノ木峠二五七、字熊助谷二五八、字ハシキヶ谷二五九の一、二五九の二、字スルメヶ谷二六〇、字横手ヶ谷二六一、大字赤波字渡瀬塔一五〇三、字ハサヒ谷一五〇四の一、一五〇四の二、字茶ウス岩一五〇五、字馬乗岩一五〇六、字小屋ノ谷一五〇七、字水神塔一五〇八、字横谷一五〇

九の一から一五〇九の三まで、字小サクラ一五一〇、字ハル谷一五一
 二、字長川ノ西平一五一三の一から一五一三の六まで、字大立岩一五
 一四の一から一五一四の七まで、字小立岩一五一五の一から一五一五
 の三まで、字助右エ門谷二四七〇、二四七一、二四七二の一、二四七
 二の二、字登リ尾西平二四七七、字西カラト二四七八、字岡浜ノヒラ
 二四七九の一から二四七九の三まで、二四八〇、二四八〇の一、字妙
 ケ谷二四八一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、八頭地域森林計画
 で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を
 鳥取県農林部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律
 第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一(次の図に示す部分に限
 る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役
 場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第八項の規定
 に基づき、次のとおり農地交換分合計画を認可したから、同法同条第十項
 の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 交換分合計画実施地区

東伯郡北条町大字松神

二 交換分合計画認可申請者

北条町農業委員会

三 認可年月日

昭和四十二年十月二十七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政党、協会その他の団体の寄附及びその他の収入並びに支出に関する事

項を記載した報告書を受理したので、同法第二十條の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和34年1月1日から昭和34年2月10日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
東 部 建 友 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42. 8. 3
鳥取県政研究会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42. 7. 10

- 4 主たる寄附者及び支出
 - (1) 寄附者 なし
 - (2) 支出 なし

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十八条において準用する同法第十七条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部の寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を受理し

たので、同法第二十四条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第18条において準用する同法第17条の規定による報告書
- 2 期間 昭和35年10月1日から昭和35年11月30日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	円	件数	円	件数	円	件数		円	件数	円	件数	
民主党鳥取県支部連合会中部支部	32,445	1	32,445	0	0	0	32,145	5	28,350	4	2,885	42. 7. 8

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
民主党鳥取県支部連合会中部支部	32,445円	1件	中西利理	会社員	東京都世田谷区

(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
民主党鳥取県支部連合会中部支部	3,000円	1件	事務所費
	4,350円	2件	宿泊費
	21,000円	2件	給料

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定による政党、協会その他の団体の寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第17条による報告書
- 2 期 間 昭和41年11月10日から昭和41年12月20日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日	
	円	0	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額		
千代川漁業協同組合	円	0	0	0	0	0	円	0	0	0	0	円	0	42. 7. 10

4 主たる寄附者及び支出

- (1) 寄附者 なし
- (2) 支出 なし

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部の寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を受理

したので、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第17条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和42年1月1日から昭和42年6月30日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
自由民主党本庄支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42. 7. 10
鳥取実業団交友会	150,000	4	100,000	0	0	150,000	19	141,105	10	6,125	42. 7. 15

4 寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地
鳥取実業団交友会	30,000円	1件	山本工業株式会社		鳥取市
	30,000円	1件	中山土建株式会社		"
	20,000円	1件	株式会社藤原組		"
	20,000円	1件	栗山組		"

(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
鳥取実業交友会	1,030円	1件	消耗品費
	21,050円	10件	食糧費
	50,000円	1件	臨時電話保証金
	15,025円	2件	通信費
	1,500円	1件	賃借料
	52,500円	4件	給料

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定による政党、協会その他の団体の寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により次のとお

り公表する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種 類 政治資金規正法第17条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和42年7月1日から
昭和42年7月7日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理日 年 月 日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
鳥 友 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42. 7. 8

- 4 主たる寄附者及び支出
(1) 寄附者 なし
(2) 支出 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年十一月二十二日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市吉方二九一の一 藤 田 みさお

2 鳥取市吉方七八三 尾 崎 あい子

3 鳥取市相生町四丁目四一〇 金 錫 柱

正 誤

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(昭和四十二年十一月鳥取県人事委員会規則第四十四号)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十四 上 終わりから一 規制 規則